一、史料四

古文書解読チャレンジ講座第二十七回

三田聖坂に馬車道をつくる

出典:東京府文書『明治元年・順立帳・5』

(請求番号:632.E1.06)

和二年八月東京都公文書

が通りやすい道に造り直すにあたって起きた出来事です。

幕末から明治への移行期、三田聖坂を

取り上げる史料は、

明人公是一人多大方面不明八五年各种

造之義者

古来方

細

川越中守

とうできるなどがあれば記をる

家様方

組

合二而

たるいますするとい 年 恐以書付奉願上候

三田台町 是我事中国的是一个中国中国被人上 之图基可分重极通一日三面用中死处的功 四なれとてもそるはまま 町家地先之分者不 方 聖 通 坂 行 通り同三町目中程迠路次 陸相 差支候二付御出役之上 直し早 速 取 掛

さるはなるなななるともい

御座候処

般馬

通

行

付

W3 D しをするないるはないるのる一度引 出金方難渋至極仕候間何 作本多何多地去去 西架 俄通过的作者的人多可以多 道 いるとなる中ですをみぬり 慈悲 造 町 被 右入用 御下ヶ金被成下 二而地主共疲 仰付候得共私共町内之 願上候以上 卒 之 格別 折

其世一之后公本はよれらかかりますそん

豆子子好天城了茶店公本什么

人足共江申付

取掛り

荒

增出来仕候是

追

来ル廿二日前出来仕候様

被

仰付候二付其段

御引移り以来者町内二面道造改候儀

少到移,公里人的人多通过吃饭

恐以

書付

願

上 通

台

より

坂

り

目

中程迄路次

付 同

出町

車町

通

行差支

候

御 L

役之上



以御慈悲· 出金方難; 者無御 道造度 御 町内道造之義者古来よ 俄道造被仰 御引移り 金方難 候 御慈悲右入用 様偏 手又者最寄諸家様 座 Þ 有之其 渋 三而 候 以 奉 仰付候得共私共町内候処今般馬車通行口以来者町内ニ而道件 願 至 極 地主共疲弊之折柄 上 八後御同立 一候以 御下 仕 候間 上 ケ 家様 金 何卒格別之 方 り 被 御 細 成 内之義者 = 造 方 組 Ш **州越中守様** 米仕候是迄 致 御 合 下 付 国 候 = 儀 許 而

日

三田

功

運

寺門

前

月行事

辰 +

月

廿

同 所 台 町 壱丁 目

同

喜

七

1

所 町 目

同

同

弥

吉

1

徳

兵

衛

来

家

地 馬

先之分者不陸.

相

速取

掛

ŋ

ル二十二日

中付取掛り荒増一日前出来仕ば

増 候 直

出 様

来

被 早

仰付候

付其段

人足共江申

【読み下し例】

れ乍ら書き付けを以て願 <u>`</u>上 げ

奉 'n 候

田 台 町 ょ ŋ 聖坂 通 ŋ 同 町 目 中 程 迄 路

次

辰

十

月

廿 日

敷、 馬 車 通行差し支え候に付 御 出 役 \mathcal{O} 上

町 家 地 先 \mathcal{O} 分は不陸相 直 早 速 取 ŋ 掛

来る二十二日前 出来仕り候様仰せ付けられ候に付、 その段、

足共え申 L 付 け 取 n 掛 り、 荒 増 出 来 仕 ŋ 候。 是迄

町 内 道 造 ŋ 0 義は、 古 一来よ ŋ 細 Ш 越 中 守 様

御 手、 又 は 最寄諸家様 方御組 合に

道

造り

度

々これ有り。

その

後、

御

同家

様

方御国

許も

御 引き移 ŋ 以 来は、 内にて道造り 改 8 候 儀

は 御 座 なく 候 処、 今般、 馬 車 通 行 付

俄 道 造 ŋ 仰 せ 付 け 5 れ 候 得 共、 私 共 町 内 0) 義 は

場 末 貧 町 に 地 主共 疲 弊 0 折 柄

出 金 方難渋至極仕り候間 何とぞ格別

御 慈悲を以て、 右入用御 下げ金成し下し

> 置 き候 様、 偏 に 願 1 上げ 奉 ŋ 候。 以上。

田 功 運 寺 門 前

行 事

徳

兵

衛

所 台 町 壱 丁 目

同

同

喜

七

町 目 同

同

所

弥 吉

史料解説

っては、 許可されました。 横浜だと言われています 可されています も同様に馬車の通行が許 お達しが出されました。 馬車の通行路とするよう 内の馬車通行許可にあた するために馬車の通行が 幕府によって荷物を運搬 一年(一八六六)十月、 江戸においても、 が最初に走ったのは 五街道について 牛車用の道路を 注)。 江戸府



図1「聖坂 済海寺 功運寺」『(江戸名所図

三)』 (請求番号:江戸明治期史料004722)

いると言われています。は、かつてこの地に多く住んでいた高野聖が開いた坂であることに由来して時代には『江戸名所図会』にも描かれた名所の一つでした。聖坂という名称本史料の舞台である三田聖坂は、現在の港区三田四丁目にある坂で、江戸

ている所は海の中でした。 波亀山藩下屋敷 は功運寺をはじめとする沢山の寺が集められた寺社地と町人地が、 ており、 たところには、 屋敷と済海寺などの寺社地と町人地とが混在していました。 三田聖坂は、 日本橋を背にして南上がりに上がっていて、 がありました。 第 京浜が通っている辺りまでしか陸はなく、 東海道・江戸内海 肥後熊本藩下屋敷 (松平紀伊守)・上野沼田藩下屋敷 江戸時代、 (東京湾)の沿岸とほぼ並行し南北に通っ (細川越中守) 三田聖坂の東側は、 (現:高輪皇族邸・仙洞仮御 (土岐美濃守) 坂の西側にあたる内陸 東海道、 JR山手線が走っ 坂を上がりきつ などの大名 現在の国道 東側は丹

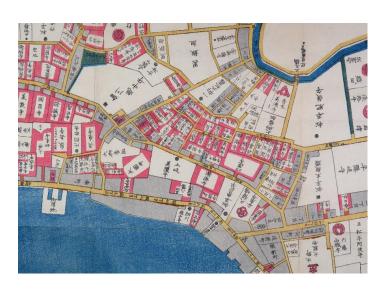


図2 三田聖坂部分「芝高輪辺絵図 全」

願したのが、

今回の解読史料でした。

(内題:芝三田二本榎高輪辺絵図)

(請求番号: 6 5 4 - 0 2 - 0 3 - 0 2 (ZG - 0 5 3))

館が建ち並ぶことになったのです。 です。これより遡って、 野沼田藩下屋敷(土岐美濃守)をイギリス公使館とするため移ってきたから 中程までを「馬車」が通れる道として整備することになりました。 れていました。 公使館として与え、三田聖坂の済海寺はすでにフランス公使館として利用さ 明治元年 同年十一月、 (一八六八) つまり、 イギリス公使・パークスらが、三田聖坂の東側にあった上 徳川幕府は、 三田聖坂には、 士一月、 三田台町から三田聖坂通り三田台町三丁目 各国の仮公使館として江戸府内の寺を フランス・イギリス、二カ国の公使 、その理

の道は自分達で」と指示します。整備するよう」達し、東京府は三田功運寺門前と三田台町の人々へ「町家前こで明治政府、道路を管理する東京府へ「三田聖坂を馬車が通れる道として三田聖坂の路面は凸凹していて馬車を走らせるには差し支えたようです。そ公使館に勤める外国人にとって馬車は欠かせない交通手段の一つでしたが

道を造るという大工事。 三田台町の人々にとって、 帰ってしまい、 道を整備していた細川家をはじめとする大名が明治維新にともなって国許 けるか、近隣の大名家が組合を作って行っていたことがわかります。しかし、 三田聖坂を登りきったところに屋敷を構えていた細川越中守が一手に引き受 数の大名屋敷がある場合、周辺の大名が組合を結成することもありました。 今回の史料を読み進めていくと、三田聖坂の場合、江戸時代の道路整備は、 道路は幕府の公儀地であったものの、 武家や町、 その負担が町にのしかかってきたのです。 寺社によって分担されました。特に、 困惑した町の人々が、 通常の整備ならなんとかなるもの その整備は道路ごとに「持場」 東京府に工事費用の下付を嘆 その道路沿いに複 三田功運寺門前と 今回は馬車 が

九七五)年

東京都公文書館編

(川崎房五郎) 『都史紀要四

築地居留地』昭和三十二(一

松本剣志郎「江戸の公共負担組合と大名家―大下水組合と道造組合―」『社会

小林信也『江戸の民衆世界と近代化』山川出版社 、平成十四(二〇〇二)年

経済誌学八十三―一』平成二十九(二〇一七)年

注

寅(慶応二年)十月十二日 大目付え

通路之振合を以通行路取極置、 江戸市中并五街道宿駅荷物為運送馬車相用候儀被成御免候間, 不都合無之様可被取計候 江戸表は牛車

右之通、 去ル朔日、 於京都道中奉行町奉行え相達候間、向々え可被相触候、

『御書付留巻十五』国立公文書館蔵

(用語説明)

路次 (ろじ・ろし):道の途中。道すがら。

・出役 (しゅつやく):元々の役目の他に、臨時の役目を果たすこと。

地先

(じさき):その土地。

荒増 (あらまし):だいだい。およそ。

(ふりく・ふろく):平らではなく凹凸があること、水平でないこと。

場末 (ばすえ): 町 (江戸) の中心から離れた所。

難渋至極(なんじゅうしごく):この上なく困難である。

【令和二年九月追記】

次の箇所を訂正しました。 あわせて解読文・読み下し例も訂正しました。 文字画像の訂正箇所は青字にしています。

史料の解読/読み下し例

地主共疲弊之折柄